

受入の際の注意事項（産業廃棄物）

日頃より当中間処理場をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
また、廃棄物の適正処理にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

当中間処理場における廃棄物受入の際の注意事項と致しまして、
排出事業者様にも係る『通称：廃棄物処理法』やその他関係法令等によりお取扱ができない廃棄物もございます。
排出事業者責任として関係法令等で重い罰則を受ける場合もありますので、何卒ご注意下さいますようお願い申し上げます。
廃棄物の適正処理の観点からも、ご理解を頂きまして重ねて宜しくお願い申し上げます。

受入できない廃棄物（例）

放射能に汚染されている恐れのあるもの

空港リサイクルセンターでは固定式放射能測定器とハンディ測定器を準備しております。
自主規制といたしまして、以下の基準を超える廃棄物は受入をお断りしておりますので、予めご了承願います。

0.3 μSv/h以上 または **2,500Bq/kg以上** は受入できませんので返却いたします。

廃石棉等(含有の恐れがあるものも含む)又は、石棉含有廃棄物(含有の恐れがあるものも含む)に該当するもの (Lv1,2,3)



アスベスト吹付け材
(ロックウール吹付け材)



ボイラー配管保温材
(エルボ配管等)



スレート建材
(波型のものや板状のもの)



ビニルタイル
(Pタイル等)

※製造年月日や品番、アスベストの混入有無の分析報告書が添付されていれば受入可能

一般廃棄物(事業系も含む)



家庭一般ゴミ

特別管理産業廃棄物



中身の電極が特別管理廃棄物に該当

医療系(感染性)廃棄物



注射器・点滴容器等(未使用も含む)

指定家電4品目



家電リサイクル法対象
テレビ・洗濯(乾燥)機・冷蔵(冷凍)庫・エアコン

液体・液状のもの



液体・液状のものは受入不可
固形化塗料は廃プラスチックとして受入可

危険物(発火物)



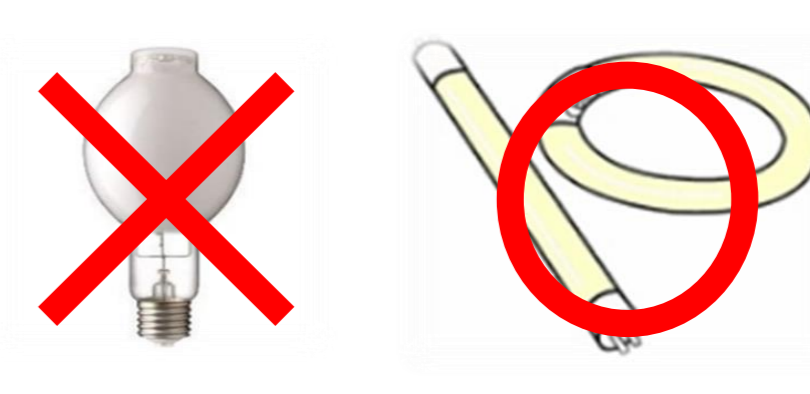
マッチ・ライター等
火災の原因となります

密閉物



スプレー缶・ガスボンベ・消火器等
切断又は複数穿孔済みは受入可

水銀を含むもの 水銀使用製品産業廃棄物



水銀灯は受入不可、蛍光管は以下のサイズは受入可
直管蛍光管は1200mm以下、環蛍光管は直径380mmまで

搬入時ご注意頂きたい廃棄物（例）

付着物が多いもの



汚染土が付着している恐れもあります
泥・土等は落としてください

中身の見えないもの



極力、中身が確認できる状態での
搬入をお願いします

有害物付着



耐火レンガはダイオキシン分析必須
有害物質付着の恐れ有り

許可品目外



乾電池は中身が汚泥に該当
許可品目外はお受入できません

※大きさ、形状、状態によって受入不可、または、追加料金が発生する場合がございます
※当中間処理場の検収(展開検査)により廃棄物検収内容が変更になる場合がございます

**処分委託契約の未締結、または委託契約の期限切れはお受入できません。
予めご契約頂きますようお願い致します。**

当中間処理場での処分が不可能であっても、他中間処理場、専門処理業者、最終処分業者への
収集運搬、処分のご提案が可能な場合もございますので、お気軽にご相談ください。